

令和2年11月

さつま町議会臨時会会議録

令和2年11月30日 開会

令和2年11月30日 閉会

さつま町議会

令和2年11月さつま町議会臨時会審議結果

令和2年11月30日

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決 結果	委員会 付託
議案 72	さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について	R2. 11. 30	R2. 11. 30	原案可決	—
73	さつま町職員の給与に関する条例及びさつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	—
74	令和2年度さつま町一般会計補正予算（第10号）	〃	〃	〃	—
75	令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）	〃	〃	〃	—
76	教育用タブレット端末整備物品売買契約の締結について	〃	〃	可 決	—
77	新鶴田小学校校舎新築等工事請負契約の締結について	〃	〃	〃	—
78	令和2年度 林道災害復旧事業 北薩2号線工事請負契約の締結について	〃	〃	〃	—
報告 9	町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第5号）	〃	〃	報 告 済	—

令和2年11月さつま町議会臨時会会議録

目 次

○11月30日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出欠事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第72号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について	3
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第73号 さつま町職員の給与に関する条例及びさつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	3
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第74号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第10号）	3
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第75号 令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）	3
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第76号 教育用タブレット端末整備物品売買契約の締結について	6
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第77号 新鶴田小学校校舎新築等工事請負契約の締結について	9
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第78号 令和2年 林道災害復旧事業 北薩2号線工事請負契約の締結について	11
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
報告第9号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分報告について（専決第5号）	12
（報告内容説明・質疑）	
閉 会	12

令和2年11月さつま町議会臨時会会議録

(第1日)

○開会期日 令和2年11月30日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	上 囿 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
3番	三 浦 広 幸 議員	4番	柏 木 幸 平 議員
5番	米 丸 文 武 議員	6番	田 野 光 彦 議員
7番	舟 倉 武 則 議員	8番	岩 元 涼 一 議員
9番	朝 倉 満 男 議員	10番	岸 良 光 廣 議員
11番	新 改 幸 一 議員	12番	宮之脇 尚 美 議員
13番	川 口 憲 男 議員	14番	森 山 大 議員
15番	新 改 秀 作 議員	16番	平八重 光 輝 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩木場 一 水 君	議事係 長	竹 下 和 男 君
議事係 主査	西 浩 司 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	副 町 長	上 野 俊 市 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	崎 野 裕 二 君
企画政策課 長	角 茂 樹 君	財 政 課 長	原 田 剛 志 君
耕地林業課 長	櫻 伸 一 君	水 道 課 長	三 角 芳 文 君
消 防 長	田 中 俊 朗 君	教育総務課 長	中 間 博 巳 君
建築技術専門監	下 野 幸 夫 君	学校教育課 長	界 敏 則 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第72号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第73号 さつま町職員の給与に関する条例及びさつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第74号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第10号）
- 第 6 議案第75号 令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）
- 第 7 議案第76号 教育用タブレット端末整備物品売買契約の締結について
- 第 8 議案第77号 新鶴田小学校校舎新築等工事請負契約の締結について
- 第 9 議案第78号 令和2年 林道災害復旧事業 北薩2号線工事請負契約の締結について
- 第10 報告第 9号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第5号）

△開 会 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから、令和2年11月さつま町議会臨時会を開会します。

△開 議

○議長（平八重光輝議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番、米丸文武議員及び6番、田野光彦議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（平八重光輝議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日の1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、会期は、本日の1日間に決定しました。

△日程第3「議案第72号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」、日程第4「議案第73号 さつま町職員の給与に関する条例及びさつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、日程第5「議案第74号 令和2年度さつま町一般会計補正予算(第10号)」、日程第6「議案第75号 令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算(第3号)」

○議長（平八重光輝議員）

日程第3「議案第72号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」から日程第6「議案第75号 令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算(第3号)」までの議案4件を一括して議題とします。各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。それでは、議案第72号から議案第75号までの議案4件につきまして、一括して提案の理由を申し上げます。まず、「議案第72号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」であります。これは、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に準じまして、さつま町長等の期末手当の支給率を改正するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第73号 さつま町職員の給与に関する条例及びさつま町会計年度任用職員の給

与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」であります。これは、人事院勧告に基づき、本町職員の期末手当の支給率を改正するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第74号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」についてであります。これは、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じた人件費の調整に要する経費及び消防施設費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ664万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ172億8,355万4,000円にしようとするものであります。

最後に、「議案第75号 令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）」についてであります。これも、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じた人件費の調整に伴うもので、収益的支出から19万1,000円を減額し、収益的支出の合計額を4億1,426万3,000円にしようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（崎野 裕二君）

おはようございます。それでは、「議案第72号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」及び「議案第73号 さつま町職員の給与に関する条例及びさつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（原田 剛志君）

続きまして、「議案第74号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（三角 芳文君）

続きまして、「議案第75号 令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）」につきまして内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これから順に、質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第72号及び議案第73号の議案2件について、一括して質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第72号及び議案第73号の議案2件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、議案第72号及び議案第73号の議案2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第72号及び議案第73号の議案2件について、一括して討論を行います。討論

は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第72号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」及び「議案第73号 さつま町職員の給与に関する条例及びさつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」の議案2件を一括して採決します。

お諮りします。議案第72号及び議案第73号の議案2件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって「議案第72号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」及び「議案第73号 さつま町職員の給与に関する条例及びさつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」の議案2件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号及び議案第75号の議案2件について、一括して質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○宮之脇尚美議員

議案第74号の一般会計補正予算（第10号）の関係分であります。11ページから12ページにかけてであります。消防施設費の関係であります。今回は臨時議会ということで、人件費が主な補正分というふうに考えておりますけれども、今回の施設費は、消防の自動車重量税あるいは自動車の保険料となっておりますが、これをあえて臨時議会にかけられた理由というのは何なのか説明を求めます。

○消防長（田中 俊朗君）

ただいまの御質問について御説明を申し上げます。これは、公益財団法人日本消防協会の共済事業等の実施に伴う還元事業に伴う交付でございます。交付の決定が9月24日にございまして、車両の納入が12月17日に予定されております。このことから、納入後に議決をいただくよりも臨時議会の機会がございましたので、必要経費について臨時議会にお諮りをして、必要経費を確保したうえで納入を受けるといようなことが適正ではないかという判断をさせていただき、今回計上させていただいた次第です。

○宮之脇尚美議員

理由は分かりますが、交付決定をされたのはいつの時期なのか、説明を求めます。

○消防長（田中 俊朗君）

交付決定の通知がありましたのが9月24日でございます。9月24日付けで交付決定ということで通知をいただいております。

○宮之脇尚美議員

9月24日といえば9月定例議会の最中ですね。考え方によっては、定例会の期間内に追加議案として提出されるのが当然かと思うんですけれども、この辺はどうなんですか。

○消防長（田中 俊朗君）

失礼しました。ちょっと説明の漏れがございました。9月24日に交付を決定した文書が、こちらに報告されたのが9月28日でございますので、9月議会後ということで御了承ください。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第74号及び議案第75号の議案2件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、議案第74号及び議案第75号の議案2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第74号及び議案第75号の議案2件について、一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第74号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」及び「議案第75号 令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）」の議案2件を一括して採決します。

お諮りします。議案第74号及び議案第75号の議案2件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第74号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」及び「議案第75号 令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）」の議案2件は、原案のとおり可決されました。

△日程第7「議案第76号 教育用タブレット端末整備物品売買契約の締結について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第7「議案第76号 教育用タブレット端末整備物品売買契約の締結について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第76号 教育用タブレット端末整備物品売買契約の締結について」であります。これは、教育用タブレット端末整備について、去る10月28日に入札を執行しましたことから、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。内容につきましては、教育総務課長に説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○教育総務課長（中間 博巳君）

おはようございます。それでは、「議案第76号 教育用タブレット端末整備物品売買契約の

締結について」内容の説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（平八重光輝議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○宮之脇尚美議員

先般も説明が全協であったと思うんですけども、今回1,554台ということで、小中学校全員に貸与されるということになるかと思うんですけども、現在予想される1週間当たりの授業日数ということに対して、端末がどの程度使用予定なのか、そこら辺については、各学校によって若干違うと思うんですけども、教育委員会で把握をされている部分で、もしお分かりになれば説明をお願いします。

○学校教育課長（界 敏則君）

現段階で、各学校では、来年度の教育課程をこれから編成するところでございます。そのような中で、各教科及び領域等において指導計画等を作成する段階でございますので、今後、具体的にはどういった場で、どのような時間を活用してタブレット等を活用していくのかということについては、指導計画等に盛り込んでいくことになってくると思いますので、今後の作業になってまいりますので、また今後、分かり次第報告できればと思います。

○田野 光彦議員

十分検討されて契約されていると思いますけれども、タブレットの作業領域、メモリは、どのくらいなのか。それによってだいぶスピードが違ったりしますよね。それでちょっとお聞きしたいと思います。

○教育総務課長（中間 博巳君）

メモリ量はですね、4GB（ギガバイト）ということになっております。速度の関係につきましては、環境によって若干速度は異なってくると思いますが、一応端末自体のメモリは、4GBということになっています。

○米丸 文武議員

今、それぞれコロナの関係もありまして、このタブレット等の教育も、以前からも言われておりましたけれども、一斉にさつま町も導入するというので、それに対しては、大変私も賛成する訳であります。1,554台、これは生徒の数であるように表示されておりますが、教職員については、全部整っているだろうというふうに思うんですが、具体的にこれを使って指導していく先生方の体制というのは、3月から入れても十分発揮できていくような状態まで今なっているのか。そこあたりの状態についてはどうなのかと思うんですが、教育者、先生方全員がこれを使って活かしていけるのか、どのようにしていくつもりなのか、そこあたりについてお伺いしたいと思います。

○学校教育課長（界 敏則君）

本件につきましては、9月の定例会、また先日の全協でも少しお話をさせていただいたところでございますけれども、今現在、各学校にはタブレット等がございません。今使っている学校においては、個人のものを使用している学校がございます。したがって、今後3月までの間に研修等を実施して、少しでも4月以降このタブレットを有効活用できるような形にもっていきたいと思っております。しかしながら、先生方も初めての経験ですので、やはり4月以降使いながら、教職員も研修を深めると同時に、子どもたちもどんどん使わせていく中で、慣れていく中で効果というものが出てくるものかなと考えております。したがって、できるだけ各学校においては、いろんな時間に活用させて、また各家庭においても活用をさせて慣れてきた段階で効果とい

うものが出てくると思っておりますので、今後各学校の方にもできるだけ活用するように指導をしていきたいと考えているところであります。

○米丸 文武議員

いろんな形の中で初めてのということございまして、やはり、先生方の使われるものもきちっと整備して環境も整えていかないといけないだろうというようなことから、そこあたりの検討も進めていただきたいというふうに思いますが、もう1つは、これを導入して他の今までの教育のいろんな計画とかそういうものについて、それを導入することによって時間がだいぶ割かれてくるだろうと。そういうようなことで、かえって教育上に支障が出てくる部分というのはないのかどうか。そこあたりのところについては、何か対策をとっておられるのかどうか。そういう点については、どのようにお考えなのかと思うんですが。

○学校教育課長（界 敏則君）

これまでは、各学校においては教科書、それぞれの教材等、それからICT、電子黒板などを使って授業をしてきていたところであります。そのような中、今回、このようなタブレットが入ってくるということで、これまでとは違った授業を進めていかなければいけないということが出てまいります。タブレットの使い方もですけれども、タブレットをどういうふうにして使えば効果的なのか、またこれまでのように、教科書であるとか、電子黒板等々を併用しながらどういうふうに使っていくのか、ここについても今後研修を深めていく必要があると考えております。しかしながら、全てが全てタブレットを使って授業をするということではございません。やはりこれまでのように、教科書、ノートを使ったり、また資料集であるとか、電子黒板等を使ったりしていく、その中でどのように効果的にタブレットを使っていくのか、そういったことが求められてくるのかなと、そういうふうと考えておりますので、そこら辺についても、教職員等が今後研修を深めていくのが、子どもたちにとってどのような使い方がいいのかということについて、今後検討を図っていききたいと考えているところであります。

○田野 光彦議員

先ほど追加で言えばよかったんですけども、先ほど4GBということで光の回線があったとしてもどうなのかという感じがするんですけども、この4GBを例えば追加で、今後利用する場合に、画像なんかの速度を考えた場合に、8GBとかそのくらいの方がいいんじゃないのかなと思うんですけども、タブレットそのものは、追加されるような形なのでしょうか。

○教育総務課長（中間 博巳君）

そのこの拡張ができるかどうかというのは、私の方もちょっと認識をしていないところですが、一応4GBということで、全部の機種がそういったようなことでされていますので、恐らくこの容量で一般的な部分については足りうるのかなというふうに、今のところは考えているところであります。

○新改 幸一議員

今回のこのタブレット購入につきましては、国の政策という流れで大変ありがたいわけですが、素朴な質問ですけれども、このタブレットという機械の耐用年数は何年くらいみていらっしゃるものなのか。ある程度子どもたちの使用の仕方、扱い方でもあると思うんですが、耐用年数がある程度来きたときに、更新するとき、その後は町独自の予算で更新の時期が来たときにはやっていかななくてはならないということになっていくのか、そこあたりの流れというのは、どんなふうに理解すればいいのかお示しいただきたいと思っております。

○教育総務課長（中間 博巳君）

一般的にこういった機器については、耐用年数は保守期間が切れるということで、大体5年間

かなと考えているところであります。あとはそれぞれに保守点検を実施していくという形になるかと思いますが、ただ更新の時期としては5年後くらいが一般的には考えられますので、そういった頃については、全国的に導入をしていますので、それなりの国の措置とかも考えられるのかなというふうには予想をいたしているところであります。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第76号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、議案第76号は、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第76号 教育用タブレット端末整備物品売買契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって「議案第76号 教育用タブレット端末整備物品売買契約の締結について」は、可決することに決定しました。

△日程第8「議案第77号 新鶴田小学校校舎新築等工事請負契約の締結について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第8「議案第77号 新鶴田小学校校舎新築等工事請負契約の締結について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第77号 新鶴田小学校校舎新築等工事請負契約の締結について」であります。これは、新鶴田小学校校舎新築等工事について、去る11月17日に入札を執行しましたことから、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。内容につきましては、教育総務課長に説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○教育総務課長（中間 博巳君）

それでは、「議案第77号 新鶴田小学校校舎新築等工事請負契約の締結について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○川口 憲男議員

本体工事に併せて関連で質問をいたしますが、屋内競技場、屋内体育館は、現在のものを使っていく考え方なんです、これは校舎自体も従来の中学校の基準じゃなくて新しく造りかえるということですが、屋内体育館については、例えばバスケットコートとかいろんなのがあるんですが、こういう附帯工事というのは、これには含まれていないものなのか、今後どういう考えがあるのか、そこをお聞きます。

○教育総務課長（中間 博巳君）

屋内運動場につきましては、また本年度中に発注の方は予定いたしております。現在、旧鶴田中学校の方で使用されていた内容のいろんなバレーコート、そういったことについては線引きをしてありますので、ライン等につきましては小学校仕様ということで、そちらの方は改修しようという予定をいたしているところであります。12月の発注をめどといたしております。

○川口 憲男議員

分かりました。屋内体育館について無かったものだから、どうなのかなと思ったんですけども、近いうちにそれを発注するという事なんです、今度はグラウンドがあるんですけども、先般も盈進小学校のグラウンドのところで水はけの質問がありました。例えばトラックの距離、円周ですね。いろんなのを小学校用にしたときに、いろんなところの不具合が現状では出てくると思うんですけども、それと排水対策をどういうふうに考えていらっしゃるのか。従来のところで見れば、相当排水も今までは悪かった感じがしております。やっぱりこういうところを新しい学校を造るに対して、どういうふうな考えを持っていらっしゃるのかお聞きます。

○教育総務課長（中間 博巳君）

グラウンドにつきましては、一応外講工事ということで来年度発注を予定しているところであります。今ありましたトラックの関係につきましても、200mですので、一般的には小学校が160mというふうに一周なっておりますが、それについても学校と協議をしながら、200mの方がカウントをしやすいということもありますので、そういったところも協議をしながら進めて参りたいというふうには思っているところです。また、今のところ排水対策についてはその中に含まれておりませんが、また支障があるようでしたら、そういったことも検討していかなければならないのかなと考えているところです。

○三浦 広幸議員

先般の全協でも概要説明があったわけですが、一般競争入札ということで何社の入札者がいたのか。そして、受注金額が4億6,310万円ということで、落札率というのはどのくらいだったのかお示しいただきたい。

○教育総務課長（中間 博巳君）

先般の全協の方でも説明させていただきましたが、JV（共同企業体）と単体とどちらかでということでしたので、本日報告しております落札業者JVが1社と、あと単体で2社ございました。合計3社による競争入札という形になったところであります。落札率については、少し時間をいただきたいと思います。

○財政課長（原田 剛志君）

今回の新鶴田小学校校舎新築等工事の落札率につきましては、90.43%になっております。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議題となっています議案第77号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、議案第77号は、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第77号 新鶴田小学校校舎新築等工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第77号 新鶴田小学校校舎新築等工事請負契約の締結について」は、可決することに決定しました。

△日程第9「議案第78号 令和2年 林道災害復旧事業 北薩
2号線工事請負契約の締結について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第4「議案第78号 令和2年 林道災害復旧事業 北薩2号線工事請負契約の締結について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第78号 令和2年 林道災害復旧事業 北薩2号線工事請負契約の締結について」であります。これは、令和2年林道災害復旧事業北薩2号線工事について、去る10月28日に入札を執行しましたことから、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。内容につきましては、耕地林業課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○耕地林業課長（櫻 伸一君）

それでは、「議案第78号 令和2年 林道災害復旧事業 北薩2号線工事請負契約の締結について」説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となっています議案第78号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、議案第78号は、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第78号 令和2年 林道災害復旧事業 北薩2号線工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第78号 令和2年 林道災害復旧事業 北薩2号線工事請負契約の締結について」は、可決することに決定しました。

△日程第10「報告第9号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第5号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第10「報告第9号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第5号）」を議題とします。本件について、内容の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「報告第9号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第5号）」についてであります。これは、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部変更について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決事項の指定の定めるところにより専決処分をしたもので、同条第2項の規定により、これを報告するものであります。内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくお願ひいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（崎野 裕二君）

それでは、「報告第9号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第5号）」関係分になりますけれども説明申し上げます。

〔以下報告内容の説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

ただいまの報告に対して、何かお聞きしたいことはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

△閉 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は、全部終了しました。これをもって会議を閉じ、令和2年11月さつま町議会臨時会を閉会します。

閉会時刻 午前10時24分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

さつま町議会議長 平八重 光輝

さつま町議会議員 米丸 文武

さつま町議会議員 田野 光彦

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

さつま町議会議長

さつま町議会議員

さつま町議会議員